

社会福祉法人望月悠玄福祉会 評議員及び役員の報酬・費用弁償規程

平成 6 年 4 月 1 日
社会福祉法人望月悠玄福祉会規程 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人望月悠玄福祉会の評議員及び理事長、理事、監事、顧問（以下「役員」という）の報酬・費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 役員の報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長（非常勤）70,000 円
 - (2) 理事長（常勤）240,000 円
 - (3) 常務理事 200,000 円
 - (4) 評議員及びその他の役員については、報酬を支給しないこととし、第 3 条に規定する費用を弁償する。
- 2 職員を兼務する役員については、第 8 条に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第 3 条 前条第 1 項（4）における費用の弁償額は、評議員会、理事会、監査会等の出席 1 回につき 5,000 円とする。

(報酬及び費用弁償の支払い方法)

第 4 条 報酬及び費用弁償は、本人の指定する銀行口座へ振込により支払うものとする。但し、法令に基づき控除すべき金額がある場合はその金額を控除する。

2 報酬は、当月分を当月 16 日に支払う。但し、16 日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日に支払う。

3 費用弁償は、当月分を翌月 16 日に支払う。但し、16 日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日に支払う。

(通勤手当)

第 5 条 理事長（常勤）及び常務理事の通勤手当は、別に定める給与規程（規程第 3 号）に基づく通勤手当に準ずる。

2 理事長（非常勤）の通勤手当は、別に定める給与規程（規程第 3 号）に基づく通勤手当に準じて求めた額を通勤日数に応じて計算した額とする。

3 通勤手当の支払い方法は前条（報酬の支払い方法）に準ずる。

(報酬等の日割り計算)

第6条 月の中途における就任、退任または解任の場合の報酬等（報酬及び通勤手当をいう。以下同じ。）については、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

（給与との併給）

第8条 職員を兼務し別に定める給与規程（規程第3号）に基づく給与の支給を受ける役員に対しては、本規程に基づく報酬及び費用弁償は支給しない。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年5月29日から適用する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。